

(参考様式3)

会 議 録

会議の名称	平成29年度第1回東村山市保育料等審議会			
開催日時	平成29年11月7日(火) 19:00~20:10			
開催場所	いきいきプラザ2階 学習室			
出席者 及び欠席者	●出席者： (委員) 杉山浩章会長、唐見和男委員、齊藤英子委員、磯村智香子委員、小山雅由委員、川原麗子委員 (市事務局) 野口子ども家庭部長、瀬川子ども家庭部次長、安保子ども育成課長、谷村保育等政策担当主幹、半井児童課長、吉原子ども育成課長補佐、竹内児童課長補佐、江川子ども育成課保育係長、吉田子ども育成課保育政策係長、上野子ども育成課主任、綿引子ども育成課主事、伊藤子ども育成課主事、肥沼子ども育成課主事 ●欠席者：遠藤剛之職務代理			
傍聴の可否	可	傍聴不可の場合はその理由	傍聴者数	0名
会議次第	1. 開会 2. 事務連絡 3. 検証報告 (1) 保育認定の利用者負担(保育料)について ・利用者負担額改定の状況について (2) 児童クラブ使用料について 4. その他報告 (1) 「東村山市保育所の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例」について 5. その他 6. 閉会			
問い合わせ先	子ども家庭部子ども育成課庶務・幼稚園係 042-393-5111 (内線 3198)			
会 議 経 過				
1. 開会 事務局より、委員の過半数以上出席のため、会の成立の旨を報告する。 2. 事務連絡及び委員自己紹介 唐見和男委員及び齊藤英子委員に対して、委嘱状の交付を行う。				

3. 検証報告

(1) 保育認定の利用者負担（保育料）について

- ・利用者負担額改定の状況について

【検証報告：資料1-1から1-3参照】

- ・保育等政策担当主幹

保育所における利用者負担額については、平成27年度から始まった子ども・子育て支援新制度に合わせて、平成26年度中に当審議会においていただいた答申に基づき見直しを行った。その結果、平成27年度において保育所利用者全体の負担割合が、基準としている国基準額の50%と乖離しており、特に乖離の大きかった3歳以上児の利用者負担額を、平成28、29年度の2か年で段階的に引き上げてきた。

平成28年度の3歳以上児の対国基準比率は46.26%で、平成27年度の対国基準比率43.04%から3.22ポイント改善してきた所だが、平成29年度の対国基準比率は50.33%となり、当初の目標は概ね達成しているものと考えられることができると思われる。

なお参考までに、3歳未満児も含めた全体の対国基準比率は51.38%となっている。

【質疑応答】

- ・A委員

具体的に階層別で、例えばD5階層等で、平成28年度から平成29年度で利用者負担額はどの程度引き上げられたのか。

- ・保育等政策担当主幹

参考までに、D5階層では平成28年度は利用者負担額が12,600円であったが、平成29年度では13,100円となっている。ただ、階層ごとに金額の引き上げ幅は異なっているので、一概にいくら上がったとは言えない。

- ・B委員

前回の審議会の際、26市の調査結果を提示していただいた上で乖離の大きさを説明してもらったが、今回のこの51.38%という数字は26市中でどの程度の位置にあるのか。

- ・子ども育成課長

概ね平均値ということができる。参考までに、上は50%台後半、下は30%台といった自治体もある。

- ・B委員

それを踏まえると、今回の比率は適正値に落ち着いたと、個人的には認識している。その上で、今後さらなる改正が必要な状況にあるかどうかを伺いたい。

- ・保育等政策担当主幹

行政サービスの均衡の観点から、近隣各市の状況を見ながらの対応が前提となるが、国の政策で幼児教育の無償化等の動きもあるので、今後の情勢を注視し、当審議会でも指導をいただきながら検討していく必要があると考えている。

(2) 児童クラブ使用料について

【検証報告：資料2から4参照】

・児童課長

平成27年度から子ども・子育て支援新制度が開始したことに伴い、小学4年生以上の高学年が新たに利用対象者となった。このため利用者の増が見込まれ、光熱水費の増加が想定されていた。

しかしながら、平成29年4月1日時点の在籍児童数は、平成28年4月1日時点より全体では36名の増となっているが、高学年に関しては12名減となっている。また児童クラブ全体の光熱水費については、全体の利用者数は増となっているが、平成27年度、平成28年度とも減少傾向となっている。これは経費削減や、太陽光パネルの設置による効果だと考えられる。

以上から、光熱水費増に伴う児童クラブ使用料の引き上げについては、現状適当ではないと考えられる。また、近隣市の児童クラブ費についても、5,000円から7,000円の間であるため、現状の児童クラブ費が適当であると所管では判断した。

今後、近隣各市の状況や必要経費の変動を見ながら、児童クラブ費の変更が必要になった場合は、当審議会でも検討していきたいと考えている。

【質疑応答】

・A委員

第2野火止児童クラブが公設民営化となるが、これに伴い児童クラブ費とは別に施設費等必要経費が発生することはあるか。

・児童課長

発生しない。延長利用等の民間独自のサービスについては別途費用が発生するが、児童クラブ費については5,500円以外に発生する費用は特にない。

4. その他報告

(1) 「東村山市保育所の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例」について

【説明：資料5-1から5-4参照】

・子ども育成課長

平成29年4月1日に施行された「子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令」に対応するための条例改正となっており、低所得者層又は多子世帯の経済的負担の軽減を目的とするものとなっている。

当市の条例改正では、特例保育利用者負担額表の3歳以上児D5階層の利用者負担額のみが改正対象となっており、保育標準時間利用の利用者負担額を6,550円から6,000円に引き下げた。また平成26年12月に当審議会から答申いただいた内容に基づき、保育短時間利用の利用者負担額については、保育標準時間利用の利用者負担額の概ね1.7%減となる5,850円に引き下げた。

引き下げに伴う財政への影響については、今回改正となった特例保育利用者負担額D5階層の対象者がいなかったため、影響額は0円となっている。

なお、下半期に発送している階層決定通知書については、資料5-3及び資料5-4を同封し、利用者への周知徹底を図っている。また、資料5-3を拡大した物を各保育園に配布し掲示依頼を行い、広報を行っているところである。

【質疑応答】

・ A 委員

D5 階層のみの改定となった理由はなにか。

・ 子ども育成課長

資料 5-1 の 3 枚目にあるように国の利用者負担の上限額基準が設定されたが、東村山市の場合、この基準を上回っていた階層が 3 歳以上児の D5 階層のみだったためである。

・ C 委員

第 3 子以降無償との記載があるが、実際に第 3 子以降の方はどの程度いるのか。

・ 子ども育成課長

資料 1-1 及び資料 1-2 の 3 枚目上部の表が今回の改正対象となっているが、記載のとおり今回の改正による対象者はなしとなっている。

・ 保育等政策担当主幹

補足すると、第 3 子の総数としては、資料 1-1 及び資料 1-2 の 3 枚目下部の表にあるように、標準時間認定の 3 歳以上児では 13 名、3 歳未満児では 31 名、短時間認定の 3 歳以上児では 0 名、3 歳未満児では 3 名となっている。

・ B 委員

第 3 子無償の考え方について、幼稚園を利用している保護者に比べて、保育所を利用している保護者には周知されていないように感じる。保育所を利用している保護者には、兄弟が小学校に就学してしまうと多子カウントから外れてしまうため、幼稚園の方が優遇されていると認識してしまっている方が多くいる。しかし、幼稚園・保育所とも公平性の観点から、多子カウントは同じ 6 か年という制度設計について違和感はないので、機会を見てもさらにこの制度設計の周知を行うべきだと思う。

・ C 委員

現状、待機児童はどの程度いるのか。

・ 保育等政策担当主幹

平成 29 年 4 月 1 日現在で 64 人となっており、平成 28 年 4 月 1 日現在の 76 人から数の上では若干減少となっている。しかし、総務省の勧告を受け厚生労働省が待機児童のカウントの仕方を整理した影響もあり、実質的な増減については詳細に精査する必要がある。

現場の所見としては、保育所を必要としている保護者は確実に増えているとの認識である。

5. その他

6. 閉会